



水土里ネット大井川右岸だより

令和2年6月30日 発行 第23号
 令和2年4月1日 現在
 組合員数：9,094名
 受益面積：3,512ha



- 理事長太田順一あいさつ … (2)
- 第78回通常総代会報告 … (2)
- 平成30年度 一般会計及び特別会計決算報告 … (2)
- 令和2年度 一般会計及び特別会計予算報告 … (4)
- 大井川右岸土地改良区とは … (5)
- 役員交代について … (5)
- 取水量について … (6)
- 令和元年度 事業報告 … (7)
- 大井川用水PR活動 … (7)
- 関係者の皆さまにお願い … (8)
- こんな時は届出が必要です … (8)
- お知らせ … (8)

施設名：大井川水路橋
 完成：平成19年
 所在地：島田市横岡・神座
 全長：732.3m
 最大通水量：約10 m³/s
 事業費総額：約62億円
 施設概要：大井川を左岸側から右岸側に向かって横断する農業用水路橋です。フィンバック工法により建設された強度のある橋で、上面は普通自動車の通行が可能です。

理事長 太田順一あいさつ



組合員の皆様には、当土地改良区の事業運営、事業推進に対し、ご支援ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

令和元年度の年度末は、世界中で新型コロナウイルス感染症対策が進められた稀にみる非常事態となりました。当土地改良区においても第78回を数えた総代会も初めての書面議決という方法で開催いたしました。感染症の対策もいまだに安心した状態とは言えませんので、組合員の皆様にも一層の対策や心がけを持ってお過ごしいただきたいと思っております。

大井川用水の供給については、昨年度は渇水により非常に長い節水期間を必要としましたが、今年度は定期的な降雨にも恵まれ安定した供給を行ってまいりました。しかしながら昨年、今年と相次いで河川を横断するサイホンの漏水や目詰まりなど老朽化を原因とした故障が発生しました。当土地改良区としても老朽化対策、素早い対応を心がけてまいりますので、組合員の皆様には予想できない緊急の断水などへのご協力をよろしくお願いいたします。

さて、リニア中央新幹線の件でございますが、去る4月27日には、国土交通省が主催となる第1回専門家会議が開催され、その後も協議が進められています。内容については、新聞報道にあるとおりですが、国の関与によって私たち利水者に不利益のないように協議を進められるよう注視してまいります。

引き続き、大切な農業用水を安定供給できるよう努めてまいりますので、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

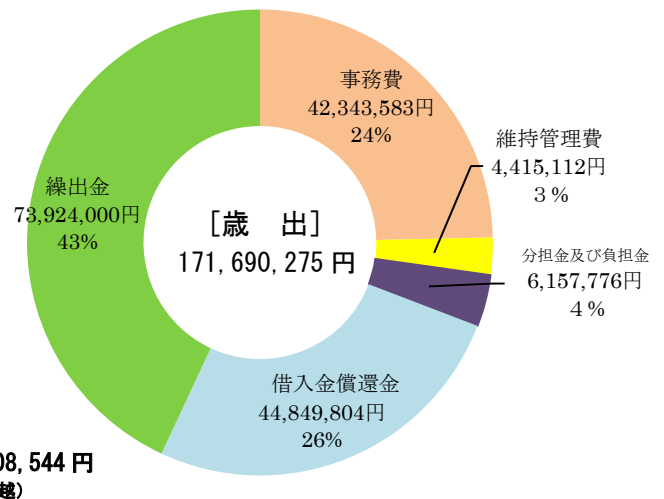
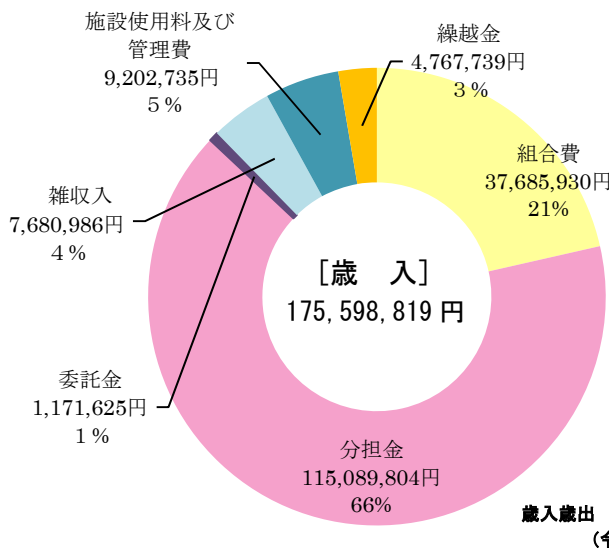
第78回 通常総代会報告

第78回通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急かつ特例措置として書面議決の方式により、令和2年3月25日に大井川右岸土地改良区事務所において開催いたしました。

議長に戸塚利弘総代（掛川市）、議事録署名人として縣千秋総代（菊川市）、泉地一彦総代（掛川市）の3名にご出席いただき、書面議決書の確認の結果、「平成30年度一般会計及び特別会計決算について」「令和元年度一般会計及び特別会計補正予算について（第1回）（第2回）」「令和2年度一般会計及び特別会計予算について」など全37件がいずれも原案どおり承認、可決されました。

平成30年度 一般会計及び特別会計決算報告

○平成30年度 一般会計決算



歳入歳出 差引額 3,908,544円 (令和元年度へ繰越)

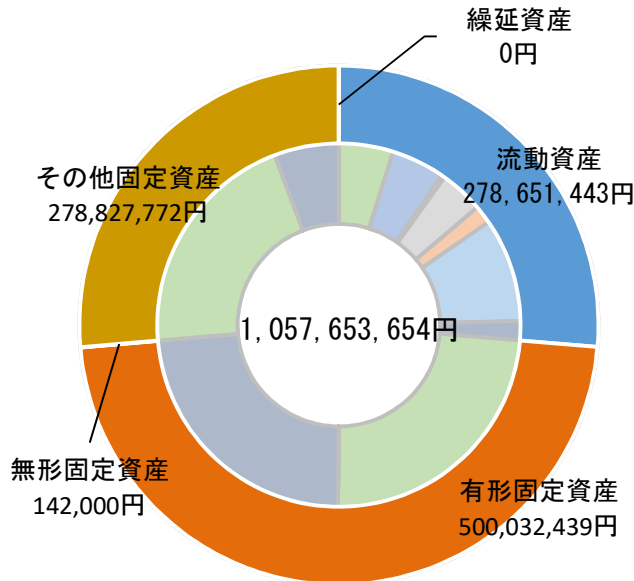
- 組合費は、かんがい施設の維持管理等に充てる為の賦課金です。
- 分担金は、構成4市からの国営事業償還金や経常経費等の支出金です。
- 委託金は、多面的機能支払交付金等の事務委託費です。
- 施設使用料及び管理費は、大井川用水施設の他目的使用料等です。

- 事務費は、人件費など経常的な運営経費です。
- 維持管理費は、用水施設等の維持・管理経費です。
- 分担金及び負担金は、県営土地改良事業負担金や各種協議会の負担金です。
- 借入金償還金は、構成4市が負担する国営事業費償還金です。
- 繰出金は、小水力会計事業費等特別会計等へ繰り出す資金です。

平成30年度貸借対照表総括表（資産の部）

単位：円

| | 一般会計 | 非常対策基金 | 事務所管理基金 | 借入金償還積立金 | 退職給与積立金 | 水管理システム更新基金 | 小水力発電事業 | 計 |
|---------|-------------|------------|-----------|------------|------------|-------------|-------------|---------------|
| 流動資産 | 51,139,852 | 50,048,913 | 3,407,395 | 41,112,489 | 17,194,296 | 97,656,679 | 18,091,819 | 278,651,443 |
| 有形固定資産 | 250,996,380 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 249,036,059 | 500,032,439 |
| 無形固定資産 | 142,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 142,000 |
| その他固定資産 | 218,125,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60,702,372 | 278,827,772 |
| 繰延資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 520,403,632 | 50,048,913 | 3,407,395 | 41,112,489 | 17,194,296 | 97,656,679 | 327,830,250 | 1,057,653,654 |



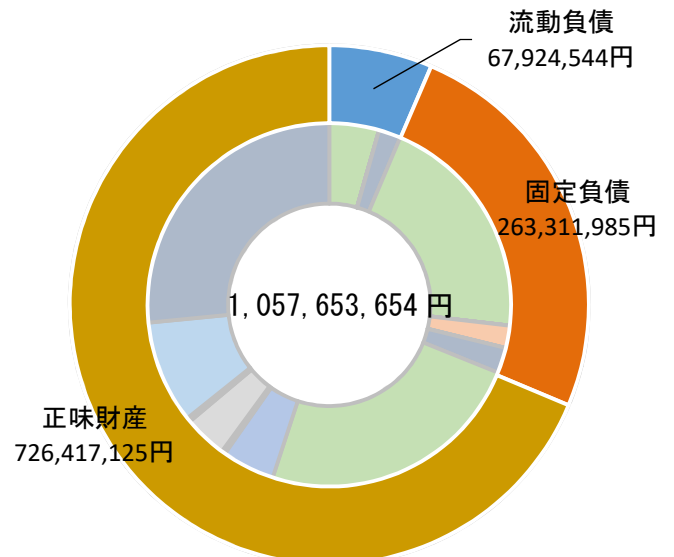
平成30年度貸借対照表総括表（負債及び正味財産の部）

単位：円

| | 一般会計 | 非常対策基金 | 事務所管理基金 | 借入金償還積立金 | 退職給与積立金 | 水管理システム更新基金 | 小水力発電事業 | 計 |
|------|-------------|------------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 流動負債 | 47,191,788 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,732,756 | 67,924,544 |
| 固定負債 | 218,067,230 | 0 | 0 | 0 | 21,082,295 | 0 | 24,162,460 | 263,311,985 |
| 正味財産 | 255,144,614 | 50,048,913 | 3,407,395 | 41,112,489 | △ 3,887,999 | 97,656,679 | 282,935,034 | 726,417,125 |
| 計 | 520,403,632 | 50,048,913 | 3,407,395 | 41,112,489 | 17,194,296 | 97,656,679 | 327,830,250 | 1,057,653,654 |

円グラフ外枠に負債及び正味財産を区分し内枠に会計別の割合を色分け記載
外枠記載の負債及び正味財産内容

- 流動負債
未払金、借入金
 - 固定負債
長期借入金、拠出金未払金、退職給与積立金未払金
 - 正味財産
各会計正味財産期末残高
- 内枠色分け区分
- 一般会計
 - 非常対策基金
 - 事務所管理基金
 - 退職給与積立金
 - 水管理システム更新基金
 - 小水力発電事業



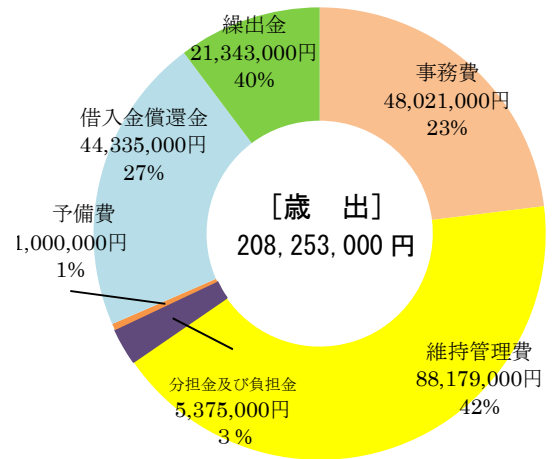
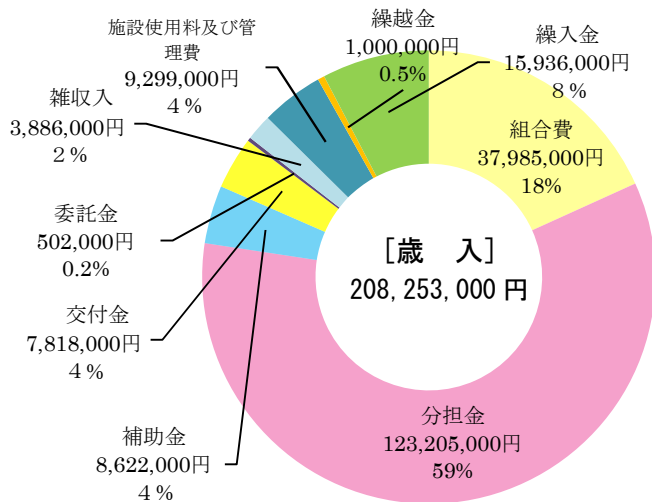
○平成30年度 特別会計決算

| 会計種別 | 歳入 | 歳出 | 差引残高 |
|---------------|-------------|-------------|------------|
| ① 非常対策基金 | 50,048,913 | 0 | 50,048,913 |
| ② 事務所管理基金 | 3,407,395 | 0 | 3,407,395 |
| ③ 借入金償還積立金 | 41,112,489 | 0 | 41,112,489 |
| ④ 退職給与積立金 | 17,194,296 | 0 | 17,194,296 |
| ⑤ 水管理システム更新基金 | 97,656,679 | 0 | 97,656,679 |
| ⑥ 小水力発電事業 | 114,406,489 | 109,101,823 | 5,304,666 |

単位：円

令和2年度 一般会計及び特別会計予算報告

○令和2年度 一般会計予算 (会計処理の変更より一般会計と小水力発電事業会計間で一部組替がありました)

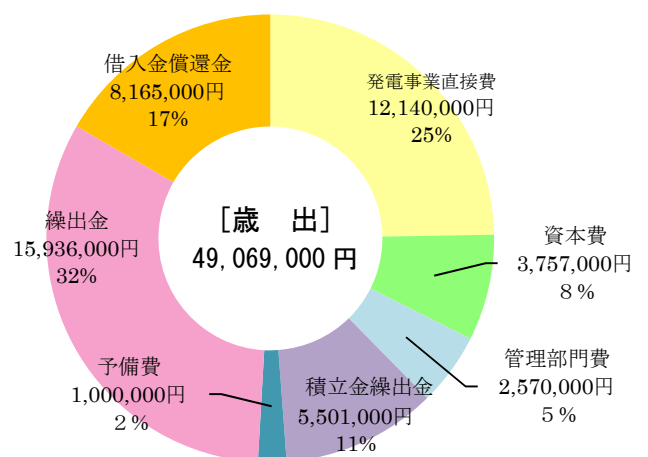
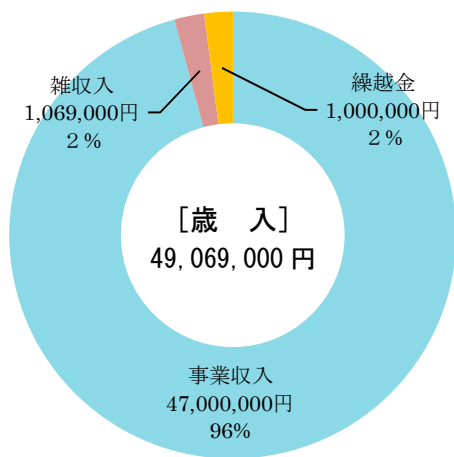


○令和2年度 特別会計予算

| 会計種別 | 歳入 | 歳出 | 差引残高 |
|---------------|-------------|-------------|------|
| ① 非常対策基金 | 50,108,000 | 50,108,000 | 0 |
| ② 事務所管理基金 | 7,412,000 | 7,412,000 | 0 |
| ③ 借入金償還積立金 | 116,542,000 | 116,542,000 | 0 |
| ④ 退職給与積立金 | 16,990,000 | 16,990,000 | 0 |
| ⑤ 水管理システム更新基金 | 97,855,000 | 97,855,000 | 0 |

単位：円

⑥ 小水力発電事業



● 事業収入は、西方及び伊達方発電所に係る売電収入です。

● 発電事業直接費は、発電所の管理に要する人件費、管理委託料等の経費です。

● 資本費は、発電所施設を管理する火災保険料等の経費です。

● 管理部門費は、改良区が管理する土地改良施設の維持管理に要する経費です。

● 積立金繰出金は、発電施設の適正管理等に要する経費の積立です。

● 繰出金は、一般会計へ繰り出す資金です。

大井川右岸土地改良区とは

(1) 大井川右岸土地改良区とは

- ① 土地改良区は、土地改良法により、一定の地区内で土地改良事業を行うことを目的として設立される法人、公共組合です。私たちの地域は古くから農業用水の確保に苦勞した地域で、地域（農業者）からの強い要望により、昭和29年に設立認可を受け、国営事業として昭和43年まで工事を行い、以後、地域の農業用水の基幹となる用水路の管理を行い、用水を供給しています。
- ② 管理区域は、菊川市、掛川市、御前崎市、袋井市の4市にまたがり、受益面積3,512ha(35,120平方メートル)、組合員約9,000人と比較的大きな土地改良区です。大井川の左岸（島田市など）は、大井川土地改良区を組織し、同様の管理を行っています。



(2) 運営について

- ① 土地改良区は、組合員の皆様からお支払いいただく、「賦課金」と構成市からの交付金などで運営しています。「賦課金」は、年1回、10月に納入依頼をしています。
- ② 「賦課金」は、土地改良区が管理する国や県が建設した施設の管理・運営費となります。これとは別に末端の管理にかかる「地元の水利組合などの賦課金」がかかる場合もあります。
- ③ 現在用水の水を利用しない場合でも「賦課金」は発生します。「賦課金」は用水を利用する権利のある土地に課されるもので、利用の有無に応じて変わるものではありません。ただし、農地以外に変更する場合は、農業委員会の許可（農地転用）を取得し、(3)②の説明にある「決済金」を納入することによって、それ以後の「賦課金」は発生しません。なお、賦課金は毎年4月1日に受益地登録されている農地に対して発生します。
- ④ 運営には、事務所の職員以外に役員16名、総代60名、管理人107名にもご協力いただいています。

(3) その他の徴収金

- ① 大井川の農業用水を利用する場合は、組合員になるために加入申請を行うと共に「加入金」の納入が必要となります。これは、既存施設など経費負担をした現組合員との間での公平化を図るため、加入者にも一定の負担を求めるものです。
- ② 農地を農地以外に転用する場合は、農地転用の手続きと共に、「決済金」の納入が必要になります。これは、共同で事業を行ってきたため、残る人に全ての負担が残らないように、脱退時に一定の負担を求めるものです。

役員交代について

伊藤壽一前理事のご逝去に伴い、大井川右岸土地改良区補欠選挙を下記のとおり執り行いましたので、ご報告します。

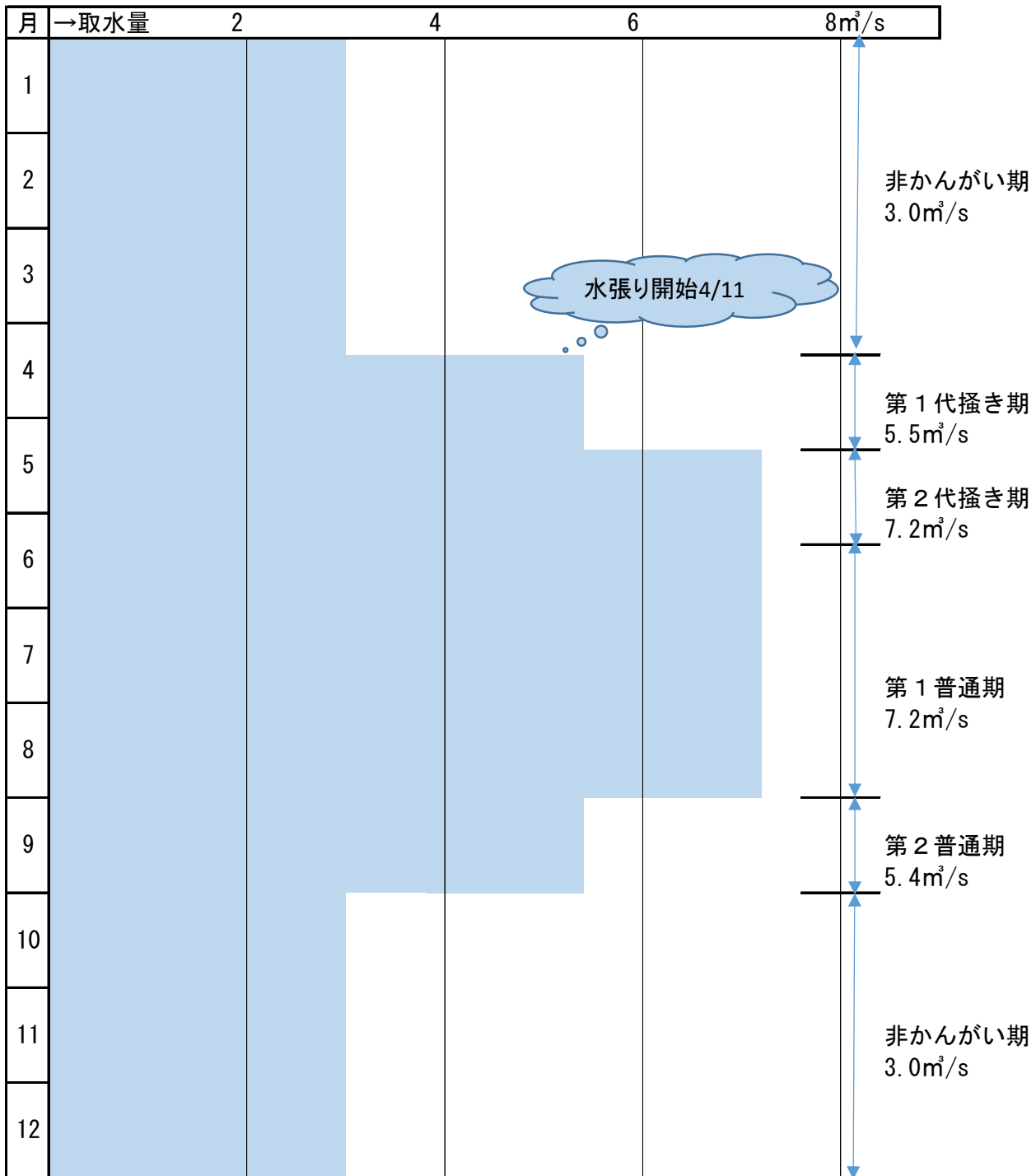
選挙期日：令和2年1月20日

任期：令和2年1月25日から令和5年6月9日まで

| 役職 | 退任者氏名 | 就任者氏名 |
|----|--------------|---------------|
| 理事 | 伊藤 壽一（菊川市三沢） | 有海 喜一郎（菊川市西方） |

取水量について

- 用水の供給量は、年間を通じて一定ではありません。現在は4月11日から水張り開始、代掻きを行い、5月6日から8月31日で最大となり、9月30日以後は最低限の水量とすることで取水が許可されていて、こちらの都合で増減できるものではありません。
- 水が少ない期間の水は、基本的に田への用水供給でなく、御前崎、掛川市南部などの畑のかんがい用水として取水許可を得たものです。上流部で水を使ってしまうと下流部で水の利用ができなくなってしまいます。
- 渇水や台風、緊急修理のためにやむを得ず用水を止めることもあります。組合員個人の実情により一時的な断水などに不都合がある場合には、必要に応じて断水対策等をお願いします。




【注意事項】

1. 第1代掻き期は、4月11日以降で、この時期から田植えの水張りが可能となります。
2. 異常渇水などにより取水制限を行う場合は、この取水量以下になる場合もあります。

令和元年度 事業報告

○静岡県中遠農林事務所（県）が施工した事業

| 施設（地区名） | 工事内容 | 写真等 |
|-----------------|-------------------|---|
| 曾我用水（掛川市大池） | 用水路工 （パイプライン化） | 写真等 <完成写真：佐東用水>  |
| 掛川幹線分水（掛川市初馬） | 用水路工 | |
| 佐東用水（掛川市佐東） | 用水路工 （パイプライン化） | |
| 菊川左岸幹線分水（菊川市高橋） | 用水路工 （パイプライン化） | |
| 内田用水（菊川市下内田） | 用水路工 | |

《 関係者の皆様にお願い 》

緊急工事により急な大井川用水の断水が必要となる場合があります。
ご協力をお願いいたします。



大井川用水PR活動

当改良区では、毎年、関東農政局や関係機関の協力により、大井川用水の施設見学や農産業祭への出展等を行っています。

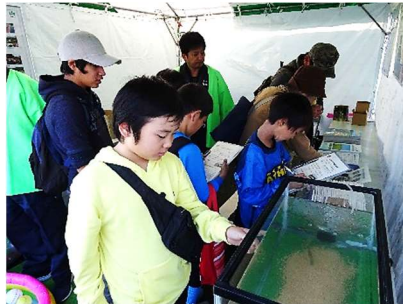
大井川用水を利用している組合員だけでなく、大井川用水管内にお住まいの方や小学生など、より多くの方に農業用水の大切さと、その供給のために欠かせない農業用水利施設の役割や重要性を知っていただくことを目的としています。

今年度も各市町の農産業祭への参加を予定しています。皆さんに楽しんでいただける企画もご用意しておりますので、ぜひお立ち寄りください。

○令和元年度
小学校視察研修



○令和元年度
農産業祭等でのPR活動



関係者の皆さまにおねがい

○用水路及びため池等での水難事故防止について

水路やため池に限らず、痛ましい水難事故が各地で発生しています。用水路やため池では、遊ばない・近づかないように注意喚起していただき、用水路やため池での事故防止に努めていただきますよう、お願いします。



○用水路にごみを捨てないで！！

投棄されたゴミや刈った草などが用水路に詰まることで、水路があふれたり、下流への通水が不十分になったりして困っています。これらのゴミは、スクリーンから引き上げ、分別して処分するため、大変な手間と費用もかかります。用水路へのゴミや草の投棄はやめましょう。

○大井川用水の適切な使用について

当改良区が管理している大井川用水は、組合員の為のかんがい用水です。限りある水資源を、公平に利用できるよう、皆様のご配慮をお願いします。
(盗水は絶対にやめましょう！)



〈施設にたまったゴミ〉

こんなときは届出が必要です

- ・組合員の死亡による受益地の相続、あるいは相続放棄の申立をしたとき
 - ・経営移譲したとき
 - ・組合員の住所を変更したとき
 - ・受益地の売買、贈与、賃借権設定、交換等により所有権移転したとき
 - ・公共事業用地として受益地が買収されたとき
 - ・受益地を農地転用（宅地等の農地以外に転用）したとき
- ※届出がない場合は、台帳変更されませんのでご注意ください。
※届出書式は、電話による取り寄せまたはHPよりダウンロードしてください。



お知らせ

○令和2年度 大井川右岸土地改良区 賦課金について

納入期限：11月2日（月）

単 価：1㎡あたり1.2円（10円未満切り捨て）

※4月1日現在の受益地面積に応じてご負担いただきます。

※賦課金の納付については、口座振替をお勧めします。取扱金融機関は、下記のとおりです。

【島田掛川信用金庫、遠州夢咲農業協同組合、掛川市農業協同組合、遠州中央農業協同組合、ゆうちょ銀行】

○令和2年度 大井川右岸土地改良区 地区除外・転用決済金について

単 価：1㎡あたり129円

※決済金等の振込手数料は、本人負担となります。地区除外・農地転用に関するお手続きについては、下記連絡先 総務係までお問い合わせ下さい。

水土里ネット大井川右岸（大井川右岸土地改良区）
〒439-0031
静岡県菊川市加茂4905番地の2
電 話 0537-35-2413
ファックス 0537-35-8100
Eメール o-ugan@ooigawaugan.jp
ホームページ http://www.ooigawa-yousui.com/

